



南海通運株式会社

NANKAI TSUUN CORPORATION

1-23 RINKAI-CHO, IZUMIOTSU-SHI OSAKA 595-0075 JAPAN

TEL : (0725) 32-3241 FAX : (0725) 33-4502

平成28年6月吉日

お客様各位

南海通運株式会社

輸出コンテナ貨物重量の確定方法（SOLAS条約）について

拝啓、貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より弊社 サービスに格別のご愛顧を賜り、有難く厚く御礼申し上げます。

さて、本年（平成28年）7月1日より「海上人命安全条約」（SOLAS条約）に則り、従前より、コンテナ重量情報を船長に提出することを荷送人に義務づけていましたが、その重量情報の誤申告に起因するコンテナの荷崩れ等の事故が発生していることを背景に、コンテナ重量の求め方についての具体的な方法を定め、その正確性を期すことを趣旨とした改正が実施されます。

制度概要

- 荷送人（船社が発行する船荷証券（B/L）にSHIPPERとして記載される者）は、次のいずれかの方法で確定したコンテナ重量情報を船長等に提供しなければなりません。
 - 貨物の入ったコンテナの総重量を適切な計量器で計測する方法
 - 適切な計量器で個々の貨物、梱包材等を計測し、それらとコンテナ重量を足し合わせることにより確定する方法
- コンテナ重量情報確定をおこなう者は国土交通大臣への届出又は登録が必要です。
 - 荷送人自らがコンテナ重量確定をおこなう場合には、国土交通大臣への届出が必要
 - 荷送人から委託を受けて事業としてコンテナ重量確定をおこなう場合には、国土交通省への登録が必要

詳細につきましては国交省ホームページをご参照下さい。

(www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk8_000011.html)

- コンテナの総重量を確定する荷送人 又は事業者等は、予め国土交通大臣への届出又は国土交通省への登録が必要となります。
- コンテナ重量の求め方について
ホームページ内に記載されております方法に従い、正確な重量が記載されたパッキングリストを弊社にご提供ください。
- 弊社に重量確定業務を委託される場合、ご提供いただく重量情報について、『確認書』等の書面での誓約をお願いする場合がございます。また誓約不可のお客様や、弊社にて総重量の計測が必要と判断したお客様におかれましては、コンテナの総重量測定（有料）をおこなわざるを得ないことをご理解下さい。

弊社は本制度開始までに【届出荷送人】【登録確定事業者】の登録について準備を進めております。不必要な費用の発生などを防ぐために、上記の点を何卒ご理解ご協力の程お願い申し上げます。

敬具